

実用新案権設定登録通知書

登録料納付期限日

登録番号 第 3 2 5 7 0 0 2 号
登録日 令和 8 年 8 月 3 日
出願番号 実願 2 0 2 6 - 0 0 2 0 1 0
出願日 令和 8 年 6 月 1 0 日
請求項の数 2
納付年分 第 3 年分まで

納付年分	納付期限日
第 4 年分	令和 1 1 年(2029年) 8 月 3 日
第 5 年分	令和 1 2 年(2030年) 8 月 3 日
第 6 年分	令和 1 3 年(2031年) 8 月 3 日
第 7 年分	令和 1 4 年(2032年) 8 月 3 日
第 8 年分	令和 1 5 年(2033年) 8 月 3 日
第 9 年分	令和 1 6 年(2034年) 8 月 3 日
第 1 0 年分	令和 1 7 年(2035年) 8 月 3 日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたる
ときは、その日の翌日が期間の末日と
なります。

重 要

登録料の納付について

・実用新案権を維持するには、存続期間の満了までの各年について所定の登録料納付書を特許庁に提出する必要があります。

なお、第 4 年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。

※この通知を保管し、上記の登録料納付期限日の表で納付期限を確認してください。(自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください。)

・第 4 年以降の各年分の登録料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。

・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後 6 ヶ月以内であれば登録料を追納することができます。

・追納する場合は、納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料が必要です。

・追納できる期間内に納付しないときは、その実用新案権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・実用新案登録料納付書の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

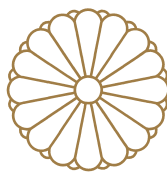
『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

問い合わせ先 審査業務課登録室

電話 0 3 (3 5 8 1) 1 1 0 1 (代表)

実用新案担当 内線 2 7 0 9



実用新案登録証

(CERTIFICATE OF UTILITY MODEL REGISTRATION)

登録第 3 2 5 7 0 0 2 号

(REGISTRATION NUMBER)

考案の名称
(TITLE OF THE DEVICE)

L E D 表示モジュールの外枠体構造

実用新案権者
(OWNER OF
THE UTILITY MODEL RIGHT)

中華人民共和国広東省深セン市宝安区石岩街道
塘頭コミュニティ宝石路宝石テクノパークC棟
5階
国籍・地域 中華人民共和国

深せん市齊普光電子株式会社

考案者
(CREATOR OF DEVICE)

呉 小剛

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

実願 2 0 2 6 - 0 0 2 0 1 0

出願日
(FILING DATE)

令和 8 年 6 月 1 0 日 (June 10, 2026)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 8 年 8 月 3 日 (August 3, 2026)

この考案は、登録するものと確定し、実用新案原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE UTILITY MODEL IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 8 年 8 月 3 日 (August 3, 2026)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

河西康之

